

《区画整理審議会について》

西原西地区土地区画整理審議会委員の任期満了に伴い、新たな委員が選任され、1月26日に
当選証書・辞令交付式が行われました。

審議会は、施行地域内の土地所有者、借地権者から選出される8名の委員と2名の学識経験者
の定数10名で構成されます。

任期は、令和5年12月28日から令和10年12月27日までの5年間となります。

土地区画整理審議会 委員名簿

宅地所有者

- ・ 系数 清 (会長)
- ・ 鋤本 洋一 (副会長)
- ・ 有限会社拓実住宅 (代表取締役 上原 睦人)
- ・ 木口 順夜
- ・ 合資会社太平木工所 (代表者社員 宮里 善作)
- ・ 多喜 美枝子
- ・ 城間 盛順

借地権者

- ・ イオン琉球株式会社 (代表取締役社長 鯉淵 豊太郎)

学識経験者

- ・ 宮平 尚
- ・ 小橋川 生三



《ご案内》

1. 地区内の建築行為等について許可が必要です

土地区画整理法第76条(建築行為の制限)の規程により、建築物その他工作物、新築、改築
若しくは増築、土地形状の変更等を行なう場合には、許可を得る必要があります。詳しい事は、
担当課窓口にご相談下さい。

2. 不動産(土地)等の売買について

土地の所有権異動(相続・贈与)、分筆・合筆等をなされる場合は、仮換地に内容変更が生じ
る場合がございますので、事前に担当課窓口にご相談下さい。

3. 各種証明書の発行について

仮換地指定されたことにより、土地の売買、金融機関からの借入、建物等の新築計画、その他
土地を証明するものとして、証明書が必要になる場合があります。また、地権者の代理で申請す
る場合には委任状が必要となります。詳しい事について担当課窓口にお問合せ下さい。

※手数料1通につき300円いただきます。

4. 固定資産税減免について

西原西地区土地区画整理事業区域内の土地は減歩された面積で課税されています。
尚、令和4年度から土地区画整理事業による造成工事等により仮換地及び従前地が使用できない
土地については減免されます。(土地区画整理法による損失補償を受けている場合を除きます)

担当課

西原町役場 都市整備課(区画整理係)

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

TEL: 098-945-5041 FAX: 098-945-4580

E-mail: kukaku@town.nishihara.okinawa.jp

ホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

(各種申請書等のダウンロードができます。過去の区画整理だよりも掲載しています)



西原西地区

区画整理だより

令和6年4月作成

第8号



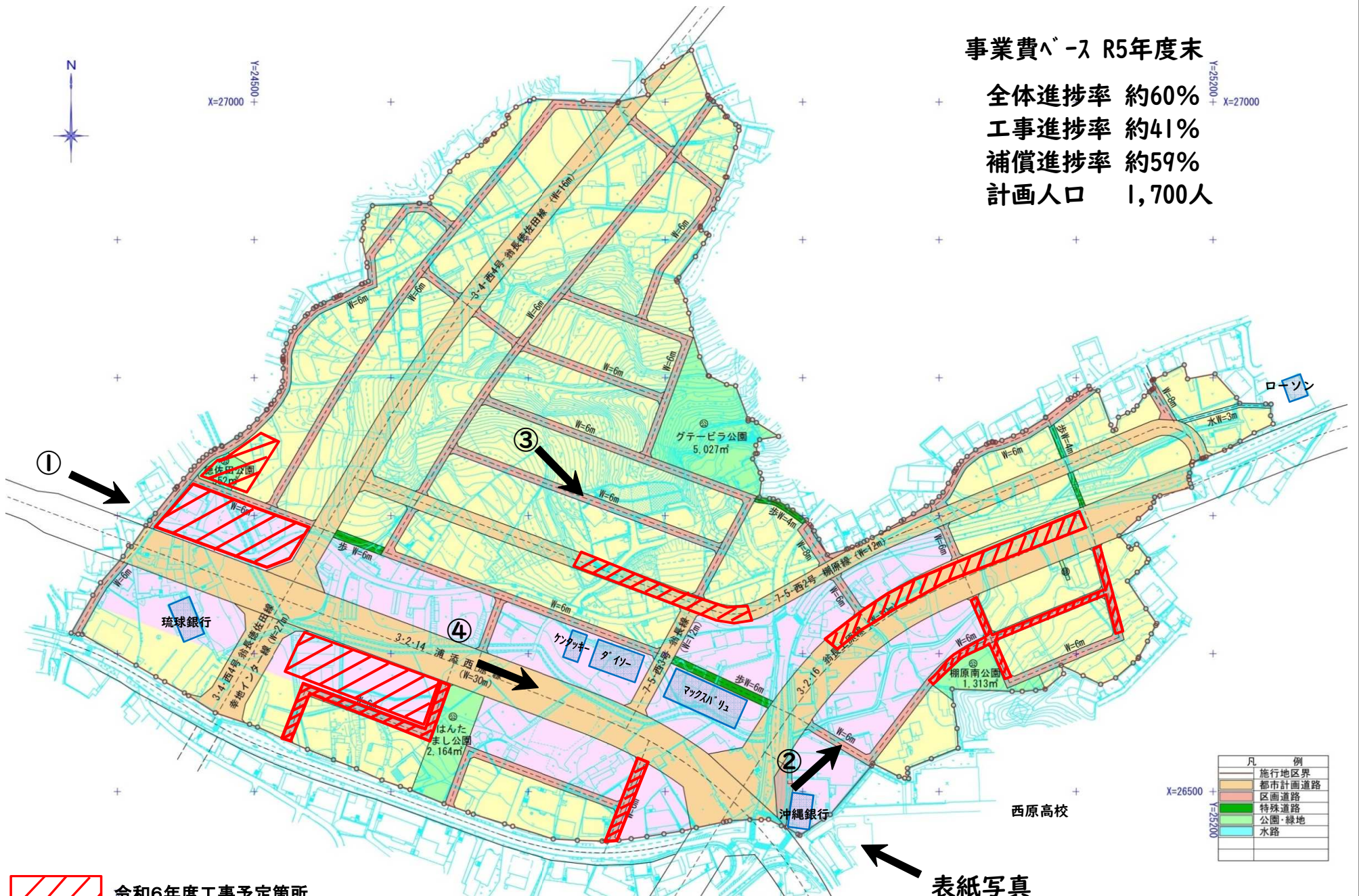
令和6年1月撮影

【お知らせ】

- ・ 令和6年1月26日に西原西地区土地区画整理審議会委員の当選証書・辞令交付式を行いました。(裏面参照)
- ・ 令和6年1月26日に第12回西原西地区土地区画整理審議会を開催しました。
- ・ 令和5年12月に令和5年度の補助事業分の事業費が1.85億円から2.85億円に追加変更となりました。(補助事業分補正予算: 事業費1億円の増額)
- ・ 令和6年度の補助事業分の事業費が2.3億円に決定しました。引き続き地区内の整備に努めてまいります。
- ・ 地区内では、区画整理事業の工事と併せて、上水道や下水道のインフラ整備の工事も進めているところです。暫定供用している道路等については工事等の都合により一部がう回路となる場合がございます。その場合は現地案内看板等を設置しますので、案内に従い通行くださいますようお願い致します。
- ・ 坂田交差点の供用開始時期については、現在、沖縄県と協議中です。

事業費^ハ-7 R5年度末

全体進捗率 約60%
 工事進捗率 約41%
 補償進捗率 約59%
 計画人口 1,700人



令和6年度工事予定箇所
 (※令和5年から引き続き工事している箇所もあります。また、工事箇所は変更となる場合があります)

表紙写真



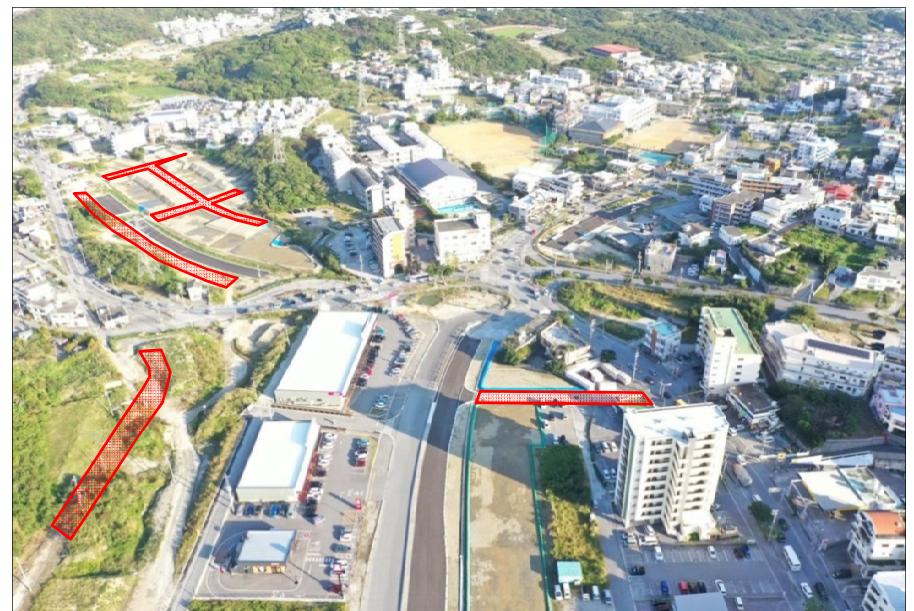
①浦添市側から東側方向整備予定箇所(R6.1月撮影)



②坂田交差点側から上原方向整備予定箇所(R6.1月撮影)



③徳佐田地区側から坂田交差点方向整備予定箇所(R6.1月撮影)



④坂田交差点周辺の整備予定箇所(R6.1月撮影)

令和6年度工事予定箇所
 (※令和5年から引き続き工事している箇所もあります。また、工事箇所は変更となる場合があります)